

【1985年2月18日】農業者年金基金法の一部改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第400回）

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男 殿

厚生大臣 増岡 博之

農林水産大臣 佐藤 守良

### 農業者年金基金法の一部改正について

農業者年金基金法（昭和45年法律第75号）の一部を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）約2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 農業者年金制度改正案要綱

#### 第1 改正の趣旨

農業者年金制度については、現在国会で審議中の国民年金、厚生年金保険等公的年金制度の改正案を踏まえ、本制度がその使命をよりよく達成できるよう、給付と負担の適正化を図るなど制度の安定を確保するとともに、併せて農業構造の改善を促進するための措置等を講ずるものとする。

#### 第2 改正の要点

##### 1 公的年金制度改正との調整（被保険者資格等）

新国民年金被保険者のうち新厚生年金被保険者を農業者年金被保険者から除外する等、公的年金制度改正との調整を図るための所要の規定の整備を行うものとする。

##### 2 給付水準の改定

###### （1） 経営移譲年金

給付水準は、従来どおり厚生年金程度の水準とし、農業所得を厚生年金の算式にあてはめて算出するものとする。厚生年金は今回の改正により、20年かけて給付水準の適正化を行うこととしているので、これを踏まえて改定するものとする（農業所得：131千円（月額，59年度価格））。

- (2) 農業者老齢年金  
経営移譲年金の改定に伴い、20年かけて改定するものとする(農業者老齢年金は従来どおり、経営移譲年金の1/4)。
- (3) 脱退一時金及び死亡一時金  
脱退一時金及び死亡一時金の額を4%引き上げるものとする。
- (4) 既裁定者の取扱い  
新法施行日前の既裁定者の年金額(旧年金額)が新法の算式で算定した年金額(新年金額)を上回る場合には、旧年金額を保障することとするが、新年金額が旧年金額に達するまでの間、旧年金額のスライドを停止するものとする。

### 3 費用負担

- (1) 保険料の改定  
平準保険料は、約13,000円/月と算定されるが、農家の負担能力、年金財政の動向等を勘案して昭和62年8,000円/月とし、以降昭和66年まで毎年800円ずつ段階的に引き上げるものとする。
- (2) 国庫補助の改定  
国庫補助額が年々累増していること及び他の公的年金制度において拠出時と給付時の双方に国庫補助を行っている例はないことから、拠出時補助は廃止するものとするが、国庫補助水準の急激な変更を避けるため、給付時補助現行1/3を1/2にするものとする。

### 4 農業構造の改善を促進するための措置

- (1) 農業者年金加入者等への経営移譲の誘導  
農業者年金加入者等の規模拡大に資するように経営移譲を誘導するため、農業者年金加入者等へ経営移譲する場合と農業者年金非加入後継者(サラリーマン後継者等)に対して経営移譲する場合とで年金額に差を設けるものとする。(毎年度1/20ずつ差を上げ5年で1/4の差とする。)
- (2) 特定処分対象農地等の支給停止要件の緩和  
後継者の農業経営形態の変更、労働力事情の変化等により、経営移譲を受けた農地等の全てについて有効利用が図りがたい場合には、特定処分対象農地等について農用地利用増進事業等により適格な第三者に権利を移転・設定する場合は経営移譲年金の支給を停止しない措置を講ずるものとする。

### 5 農協の組合長等常勤の役員に選挙又は選任された者についてのカラ期間通算措置

農協の組合長等常勤の役員に選挙又は選任され、農業者年金の被保険者でなくなった期間については、農業者年金のカラ期間として通算する措置を講ずるものとする。

### 6 60歳から65歳までの農業経営主についての農業者年金への任意加入措置

農業者年金の受給資格期間が不足する者について、受給資格期間を充足させる

ため、60 歳から 65 歳までの間、任意加入することができるものとする。

7 農業生産法人の常時従事者である構成員等の取扱い

現在農業者年金に加入している農業生産法人の常時従事者である構成員等であって新厚生年金保険の被保険者となるものについては、農業者年金加入期間に加えて厚生年金保険加入期間をカラ期間として取り扱い、経営移譲年金等を支給できる方策を講ずるものとする。

8 施行期日

昭和 61 年 4 月 1 日から施行するものとする。ただし、2 の (3) 及び 3 の (1) は昭和 62 年 1 月 1 日から施行するものとする。